

Readers Leaders  
リーダーズ式  
2018

---

## 上級ファンダメンタル講座

---

過去問研究  
～商法～  
レジュメ



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所  
Tatsumi legal institute

## 【上級ファンダメンタル講座 過去問研究～商法～】

1 株主の権利	1
2 株主平等の原則	3
3 株主の内容	5
4 株式の種類	6
5 株主名簿	9
6 株式の譲渡	11
7 自己株式	15

# 1 株主の権利

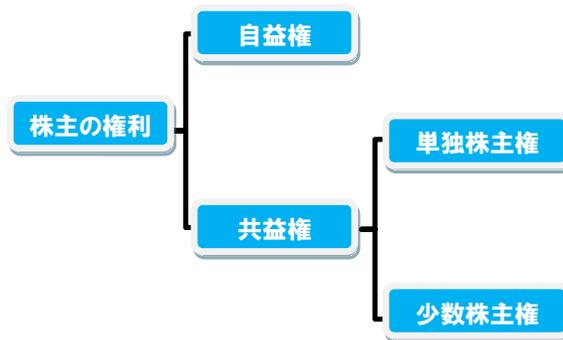


## 1 株式と株主

人の集まりである社団の構成員を、一般的に社員という。株式会社の場合、この構成員を株主と呼んでいる。そして、この会社の構成員たる資格のことを株式という。株主になるためには、①出資により会社から株式を取得する方法と②他の株主から株式を承継取得する方法がある。

## 2 株主の権利の種類

### (1) 自益権と共益権



#### ア 自益権

自益権とは、株主が会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利をいう。自益権の中心となるのが、剰余金配当請求権(会社法453条)であるが、会社の解散・清算時に会社の債務を弁済後残った財産を株主に分配する残余財産分配請求(会社法504条)や株式買取請求権などがある。

#### イ 共益権

共益権とは、株主が会社の経営に参加し、あるいは会社の経営を監督・是正することを目的とする権利をいう。株主の会社経営の参加は主として株主総会を通じて行われることになる(会社法295条)。そのため、共益権の中心は、株主総会における議決権の行使に現れる(会社法308条1項、325条)。また、取締役等の行為の監督是正権の行使として、各種訴訟の提訴権(会社法828条、831条、847条等)がある。

—図表— 自益権と共益権

	自益権	共益権
意義	会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利をいう。	会社の経営に参加することを目的とする権利をいう。
具体例	① 剰余金配当請求権 (105条1項1号) ② 残余財産分配請求権 (105条1項2号) ③ 株式買取請求権 (116条等)	① 議決権 (308条) ② 議案・議題提出権 (303条、304条、305条) ③ 差止請求権 ア 募集株式等の発行等の差止請求権 (210条、247条) イ 違法行為差止請求権 (360条1項、422条1項) ④ 閲覧・謄写請求権 ア 定款 (31条2項) イ 株主総会等の議事録 (318条4項、319条3項) ウ 取締役会等の議事録 (371条2項、394条2項、413条3項) エ 株主名簿等 (125条2項、252条2項) オ 計算書類 (442条3項) カ 会計帳簿 (433条1項) ⑤ 代表訴訟提起権 (847条・847条の2) ⑥ 株主総会の決議取消しの訴え (831条) ⑦ 役員解任の訴え (854条)

(2) 単独株主権と少数株主権

単独株主権とは、1株の株主でも行使できる権利をいう。自益権は、すべて単独株主権である。

少数株主権とは、一定株式数または総株主の議決権の一定割合以上・一定数以上を保有する株主のみが行使できる権利をいう。共益権には、単独株主権と少数株主権とが存在する。現在の会社法において、株主代表訴訟や差止請求権などは単独株主権であるが、株主総会の招集権や役員解任の訴え提起権(会社法854条)などは少数株主権とされている。



単独株主権とは、1株でも行使できる権利のことをいいますが、単元株式制度を採っている会社の場合の単元未満株主や、一定の権利が制限された種類株式の株主の場合には、当該権利を行使できないとされています。また、一定期間の株式保有が要件とされることもあり、1株あれば、必ず権利が生じるわけではないことに注意が必要です。

## 2 株主平等の原則



### 1 意義

株主平等の原則とは、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、その有する株式の数に応じて平等の取扱いを受けるべきであるという原則をいう（会社法109条1項）。この原則は、株式が株主の地位を均一の割合的な単位としたものであることを裏から表現したものである。

もともと、株主平等の原則とは、各株式の「内容に応じて」平等に取り扱うことを定めたにすぎないので、種類株式発行会社が株式の内容の違いに応じて、種類株主間で異なる取扱いをすることは、同原則に反するものではない。

プラスα

株主平等原則は、株式投資の収益の予測可能性を高め、株式投資を促すための機能を果たしていると考えられています。同原則が存在しない場合には、多数派株主の支配により他の株主が株式投資からの利益をあまり期待することができなくなるおそれがあり、これを回避するために必要とされています。

### 2 内容

会社は、同一種類の株式相互間においては、その権利等に関し、持株数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

ただし、株主平等原則をあまりに厳格に解すると、かえって不都合が生じてしまう。そのため、一定の範囲であれば許容され则认为されている。

また、非公開会社では、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権に関する事項につき、定款で株主毎に異なる取扱いをする旨の定めを置くことができる（会社法109条2項）。これは、法律が明文で定めた株主平等原則の例外である。非公開会社の場合には、より広い定款自治が認められるべきであるし、株主の個性に着目している会社であるために、このような属人的な定めを置くことに合理性が認められるからである。

プラスα

日本の株式会社には、株主優待制度を設けている会社が存在します。株主平等原則を形式的に貫くと、当該制度も違法となりますが、同原則が株式投資の促進という合理的な目的を有していることや、その金額も比較的少額であること、当該制度の内容が相当程度周知されていること理由として、株主平等原則に反しないという立場が採られています。

### 3 違反の効果

株主平等原則は、多数決の濫用から少数株主を保護する機能があるため、株主平等原則に反する会社の行為は、無効となる。

### 4 利益供与の禁止

会社は、何人に対しても、株主の権利に関し、当該会社またはその子会社の計

算において、財産上の利益の供与をしてはならない(利益供与の禁止 会社法120条1項)。

たとえば、会社が株主に対し、株主総会で会社の提案に賛成するよう依頼し、その見返りに金銭を供与することは禁じられている。これは、株主権の行使を経営陣の都合のよいように操作することで会社財産が不当に浪費されることを防止し、会社経営の公正性と健全性を図るためである。

この規制に違反した場合、利益供与を受けた者は、当該利益を会社に返還する義務(無過失責任 会社法120条3項)を負い、利益供与をした取締役は会社に対し連帯責任を負うが、職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合には責任を負わない(会社法120条4項)。

これらの責任は、総株主の同意がなければ免除できない(会社法120条5項)。また、これら民事責任のほか、刑事責任も法定されている(会社法970条)。

### 3 株式の内容



#### 1 意義

株式会社は、その発行する全部の株式の内容として、特別の定めをすることができる(会社法107条1項)。特別の定めとして認められているのは、①譲渡制限株式、②取得請求権付株式、③取得条項付株式である。すべての株式に特別な内容を定めるには、定款で法の規定する事項を定めなければならない(会社法107条2項)。

#### 2 内容

##### (1) 譲渡制限株式

株式会社がその発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている株式をいう(2条17号)。

##### (2) 取得請求権付株式

株式会社がその発行する全部の株式の内容として、株主が、当該株式会社に対して、当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている株式をいう(2条18号)。

##### (3) 取得条項付株式

株式会社がその発行する全部の株式の内容として、当該株式会社が、一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている株式をいう(2条19条)。

プラスα

実際に多く使われているのは、株式の譲渡制限であり、取得請求権付株式や取得条項付株式は、発行する全ての株式の内容として定めるよりも、むしろ種類株式として発行されることが多いです。

## 4 株式の種類



### 1 意義

株式会社は、一定の事項について、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる(種類株式 会社法108条1項)。株主の中には、会社の経営に意欲的な者もいれば、剰余金配当等を通じた経済的利益の獲得のみを目的としている者もいるため、こうした多様なニーズに応えることを趣旨として、種類株式の発行が法定された。

### 2 手続

会社が種類株式を発行するためには、発行する株式の内容について、定款で法の規定する事項を定めなければならない(会社法108条2項)。もっとも、一定の重要事項を除き、定款には要綱のみを定め、より具体的な内容については、当該種類の株式を初めて発行する時まで、株主総会(取締役会設置会社にあつては、株主総会または取締役会)の決議によって定める旨を定款で定めることができる(会社法108条3項)。

### 3 種類

#### ① 譲渡制限株式

譲渡制限株式とは、その譲渡による当該株主の取得について、会社の承認を必要とする株式をいう(会社法108条1項4号)。譲渡制限は、発行する全部の株式の内容として定めることもできるが、種類株式発行会社が、種類株式として譲渡制限株式を発行することもできる。

#### 過去問

会社法上の公開会社(指名委員会等設置会社を除く。)は、譲渡による当該種類の株式の取得について、会社の承認を要する旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。(H28-38 ○)

#### ② 取得請求権付株式

取得請求権付株式とは、株主が会社に対し、その取得を請求することができる株式をいう(会社法108条1項5号)。取得請求権付株式は、発行する全部の株式の内容として定めることもできるが、種類株式発行会社が、種類株式として取得請求権付種類株式を発行することもできる。

取得請求権付株式を発行するには、定款で、取得請求権の行使期間や、取得の対価の種類や内容等について定める。種類株式発行会社では、取得の対価として、他の株式を交付することを定めることもできる(会社法108条2項5号口)。

#### 過去問

会社法上の公開会社(指名委員会等設置会社を除く。)は、株主が当該会社に対して当該株主の有する種類株式を取得することを請求することができる旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。(H28-38 ○)

### ③ 取得条項付株式

取得条項付株式とは、一定の事由の発生を条件として、会社が株主から当該株式を取得することができる株式をいう(会社法108条1項6号)。全部ではなく、その一部のみの取得を定めることも認められている(会社法108条2項6号イ、107条2項3号ハ)。

取得条項付種類株式を発行するには、定款で、取得事由や取得の対価の種類、内容等の事項を定める。種類株式発行会社では、取得の対価として他の種類株式を交付することを定めることもできる(会社法108条2項6号ロ)。

### ④ 剰余金の配当・残余財産の分配について種類株式

剰余金の配当・残余財産の分配について種類株式とは、剰余金の配当あるいは残余財産の分配について異なる定めをした株式をいう(会社法108条1項1号2号)。

たとえば、配当優先株式(他の株主に先んじて剰余金の配当が受けられる株式)等がある。

### ⑤ 議決権制限種類株式

議決権制限種類株式とは、株主総会で議決権を行使することができる事項について、内容の異なる株式をいう(会社法108条1項3号)。

公開会社では、議決権制限株式の数が発行済株式数の2分の1を超えた場合、会社は直ちにそれを2分の1以下にするための措置をとらなければならないとされている(会社法115条)。これは、多数の投資家が株主となることが想定されている公開会社において、経営者が少額の出資で会社を支配することに一定の歯止めをかける趣旨である。

プラスα

たとえば、議決権制限株主には、役員選任決議に関する議決権がないとすることができる。また、株主総会の全ての決議事項について議決権を制限する無議決権株式を発行することも可能である。

### ⑥ 全部取得条項付種類株式

全部取得条項付種類株式とは、会社が株主総会決議によってその全部を取得することができる株式をいう(会社法108条1項7号)。会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得するには、株主総会の特別決議により、取得の対価の内容やその総額、取得日等の事項を定める(会社法171条、309条2項3号)。決議に不満のある株主は、裁判所に対し、取得価格の決定の申し立てをすることができる(会社法172条1項)。

プラスα

全部取得条項付種類株式は、債務超過会社において発行済み株式全部を会社が無償取得することで円滑な事業再建を図る制度として利用されたり、いわゆるキャッシュ・アウト(少数派株主全員に金銭の交付と引き換えに会社から退出させること)の手段として利用されています。

⑦ 拒否権付種類株式

拒否権付種類株式とは、株主総会または取締役会において決議すべき事項の全部または一部について、その決議のほかに、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする株式をいう(会社法108条1項8号)。

⑧ 取締役・監査役選任に関する種類株式

取締役・監査役選任に関する種類株式とは、非公開会社において、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役または監査役の選任に関する事項について内容の異なる株式をいう(会社法108条1項9号)。

プラスα

たとえば、A種類株式とB種類株式を発行し、それぞれの種類株主総会において、取締役を1名ずつ選任するという仕組み(これをクラス・ボーディングという)を採用することができる。主として、合併会社やベンチャー企業において多く使われている。

過去問

会社法上の公開会社(指名委員会等設置会社を除く。)は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役または監査役を選任する旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。(H28-38 ×)

## 5 株主名簿



### 1 意義

株主名簿とは、株主の氏名・住所や持株数等の事項を記載または記録するため、株式会社に作成が義務付けられた帳簿をいう(会社法121条)。株式会社は、現在の株主を把握・管理するため、株主の氏名・名称及び住所や持株数等を記載・記録した株主名簿を作成しなければならないとされている(会社法121条)。株式は、譲渡によって不特定多数者の間で流通する可能性があるため、会社が現在の株主を把握し、その権利行使を円滑に処理できるようにするための制度が必要となる。そのひとつの制度として、株主名簿の規定がある。

### 2 株主名簿の備置き及び閲覧等

株式会社は、株主名簿をその本店(株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所)に備え置かなければならない(会社法125条1項)。

株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、株主名簿の閲覧または謄写の請求をすることができる(会社法125条2項)。ただし、一定の場合には、株式会社は、閲覧請求を拒むことができる(会社法125条3項各号)。

### 3 株主への通知等

株式会社が株主に対してする通知または催告は、株主名簿に記載し、または記録した当該株主の住所にあてて発すれば足り(会社法126条1項)、その通知または催告は、その通知または催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされる(会社法126条2項)。

#### 過去問

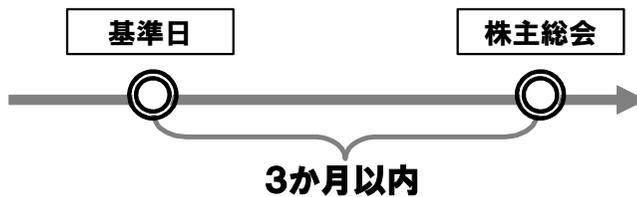
会社が株主に対してする通知または催告は、株主名簿に記載または記録された株主の住所または株主が別に通知した場所もしくは連絡先に宛てて発すれば足り、当該通知または催告は、それが通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされる。(H21-38 ○)

### 4 基準日

議決権その他の株主権を行使できる株主を確定するため、株式会社は、基準日を設定することができる。株式会社は、基準日において株主名簿に記載されている株主を、その権利を行使できる者と定めることができる(会社法124条1項)。

#### プラスα

基準日と権利行使の日があまりに離れることは好ましくないと判断から、基準日から3か月以内に権利行使がされることが求められています(会社法124条2項)。3月決算の株式会社の定時株主総会は、6月末日までに開催されて、議決権が行使される必要があります。



## 5 名義書換え

名義書換えとは、株式の譲渡がなされた場合に、株式の取得者が自己の名前または名称及び住所の株主名簿上の記載記録を書き換えてもらうことをいう(会社法131条1項、133条2項)。



### 判例 (最判昭 41.7.28)

正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由として、その譲渡を否認し得ないのであり、このような場合には、会社は、株式譲受人を株主として取り扱うことを要し、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない。



### 過去問

会社が株主による株主名簿の名義書換え請求を不当に拒絶した場合には、当該株主は、会社に対して、損害賠償を請求することができるが、株主であることを主張することはできない。(H 21-38 ×)

## 6 株式の譲渡



### 1 意義

株式の譲渡とは、売買、贈与等の契約により、株式を移転することをいう。株式が譲渡されると、株主がその地位に基づいて会社に対して有する一切の権利が、譲受人に移転する。

### 2 株式譲渡の方式

株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない(会社法128条1項本文)。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない(会社法128条1項ただし書)。

これに対して、株券発行会社でない株式会社の株式の譲渡は、譲渡当事者による意思表示によって効力を生じる。

—図表— 株式譲渡の効力要件と対抗要件

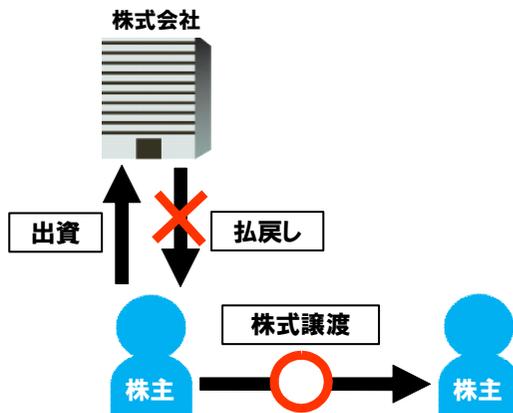
	株券発行会社	株券不発行会社
株式譲渡の効力要件	原則：意思表示+株券の交付 例外：意思表示（自己株式の処分）	意思表示
対抗要件	対第三者：株券の占有 対会社：株主名簿の名義書換え	対第三者：株主名簿の名義書換え 対会社：株主名簿の名義書換え

#### 過去問

株券発行会社においては、株式の譲受人は、株主名簿の名義書換えをしなければ、当該会社および第三者に対して株式の取得を対抗できない。(H21-38 ×)

### 3 株式譲渡自由の原則

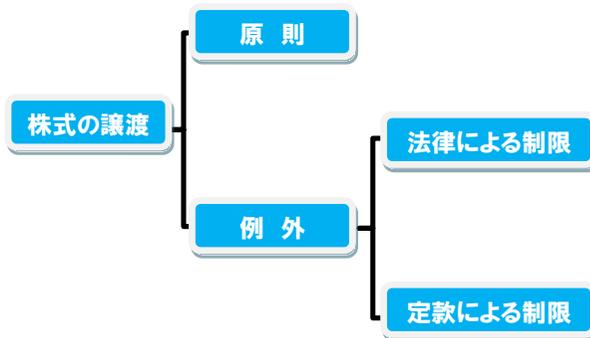
株式譲渡自由の原則とは、株主が、その有する株式を、原則として自由に譲渡することができる原則をいう(会社法127条)。



株主は、会社の存続中、取得請求権付株式の株主や株式買取請求権を行使する場合を除き、原則として会社に対し、出資の払戻しを求める権利を有しない。

そのため、投下資本の回収は、株式の譲渡によることが原則である。出資の払戻しに対する制約と株式譲渡自由の原則とは、財産的基盤の確保をしつつ、株主に投下資本回収の機会を保障したものである。

#### 4 例外



##### (1) 法律による譲渡制限

###### ア 時期による制限

株式会社の成立前の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない(権利株の譲渡禁止 会社法50条2項・63条2項)。

また、株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない(株券発行前の株式の譲渡禁止 会社法128条2項)。

###### イ 子会社による親会社株式の取得禁止

子会社は、原則として、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない(会社法135条1項)。

例外として、以下の場合には、親会社株式の取得が許容される(会社法135条2項)。ただし、この場合、子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない(会社法135条3項)。また、この場合、子会社は、保有する親会社株式について議決権を有しない(会社法308条1項かつこ書)。

- ① 事業の全部譲受け、合併、吸収分割、新設分割によりより他の会社から親会社株式を承継する場合
- ② 子会社自身が組織再編を行うときに消滅会社等の株主等に対して親会社株式を交付するために準備する場合(いわゆる三角合併の場合 会社法800条1項)。

##### (2) 定款による譲渡制限(譲渡制限株式の発行)

###### ア 意義

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法107条1項、

108条1項)。閉鎖的な株式会社において、会社にとって好ましくない者が株主として参加することを防止して、会社経営の安定を図るためである。

## イ 承認機関

会社の承認は、原則として、取締役会設置会社では取締役会、それ以外の会社では、株主総会の承認であるが(会社法139条1項本文)、定款に別段の定めをすることができる(会社法139条1項ただし書)。したがって、取締役会設置会社においても、株主総会を承認機関とすることができる。

### 過去問

譲渡制限株式の譲渡を承認するか否かの決定は、定款に別段の定めがない限り、取締役会設置会社では取締役会の決議を要し、それ以外の会社では株主総会の決議を要する。(H23-38 ○)

## ウ 承認手続

### ① 譲渡等承認請求

譲渡制限株式を他人に譲渡しようとする株主、または、譲渡制限株式を取得した株式取得者は、会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる(会社法136条・137条1項)。ただし、株式取得者は、当該請求を、原則として、株主名簿上の株主と共同してしなければならない(会社法137条2項)。

### プラスα

株主または取得者が譲渡等の承認請求を行う場合、①譲渡・取得の対象となる株式の数、②譲渡先または取得者の氏名・名称、③譲渡等の不承認時に株式の買取を請求する旨を明示しなければなりません(会社法138条)。

### 過去問

譲渡制限の定めのある株式を他人に譲り渡そうとする株主は、譲渡による株式の取得について承認をするか否かの決定をすることを会社に対して請求できるが、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない場合を除き、当該株式を譲り受ける者と共同して行わなければならない。(H25-37 ×)

### ② 会社が譲渡を承認しない場合

会社が株式の譲渡または取得を承認せず、かつ、譲渡等承認請求者から買取先指定請求を受けていたときは、会社は、当該株式を買い取るか(会社法140条1項)、別に関取人を指定しなければならない(会社法140条4項)。

会社が、株式を買い取るときは、株主総会の特別決議によらなければならない(会社法140条2項・309条2項1号)。

**過去問**

譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社が当該株式を買い取る場合は、対象となる株式を買い取る旨、および会社が買い取る株式の数について、取締役会の決議により決定する。(H25-37 ×)

これに対して、買取人の指定は、定款で別段の定めをする場合を除き、取締役会設置会社では取締役会の決議、それ以外の会社では株主総会の特別決議によらなければならない(会社法140条5項・309条2項1号)。

**過去問**

譲渡制限の定めのある株式の譲渡による取得を承認しない旨の決定をした会社は、対象となる株式の全部または一部を買い取る者を指定することができ、この指定は定款に別段の定めがない限り、取締役会の決議によって行う。(H25-37 ○)

**エ 承認のない譲渡の効力**

**判例**

(最判昭 48.6.15)

商法 204 条 1 項但書は、株式の譲渡につき、定款をもって取締役会の承認を要する旨定めることを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もっぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきことに鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。

**過去問**

承認を受けないでなされた譲渡制限株式の譲渡は、当該株式会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡の当事者間では有効である。(H23-38 ○)

**判例**

(最判平 5.3.30)

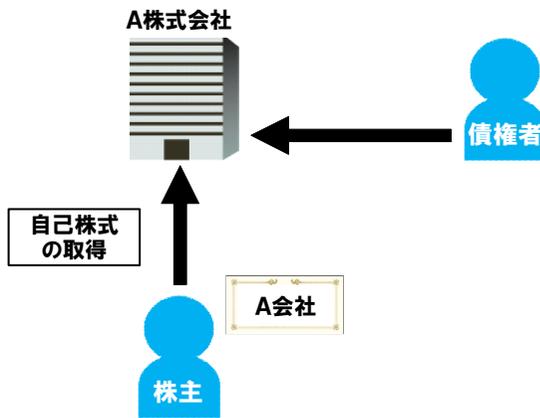
一人会社の株主がその保有する株式を他に譲渡した場合には、定款所定の取締役会の承認がなくとも、その譲渡は、会社に対する関係においても有効と解するのが相当である。

## 7 自己株式



### 1 意義

自己株式とは、株式会社が有する自己の株式をいう。平成13年商法改正以前は、会社が自己株式を取得することは、①資本維持の原則に反する、②株主平等原則に反する、③会社支配の歪曲化、④不公正な株式取引という弊害から、原則として禁止されてきたが、平成13年商法改正によって、一定の規制の下で、自己株式の取得及び期限を定めない保有が認められることになった。



なお、子会社による親会社株式の取得については、原則として、禁止されている（会社法135条）。

### 2 自己株式の取得

—図表— 自己株式の取得が認められる場合

自己株式の取得が認められる場合	財源規制
① 取得条項付株式の取得	あり
② 譲渡制限株式の譲渡承認請求者からの取得	
③ 株主との合意による取得	
④ 取得請求権付株式の取得	
⑤ 全部取得条項付種類株式の株主総会決議に基づく取得	
⑥ 相続人等への売渡請求による取得	なし
⑦ 単元未満株式の買取請求に応じる場合	
⑧ 所在不明株主の株式の売却における買取	あり
⑨ 一株に満たない端数の売却における買取	
⑩ 事業全部の譲受けに伴う取得	なし
⑪ 合併消滅会社からの承継	
⑫ 吸収分割会社からの承継	
⑬ 上記のほか法務省令で定める場合（会社法施行規則27条参照）	

### 3 自己株式の取得手続

#### (1) 決議機関

##### ア すべての株主に申込機会を与える取得

株主総会の普通決議で、一定の事項を定めて、自己株式の取得を取締役会に授権する。ただし、定款により、剰余金の分配を取締役会の権限とした会社は、取締役会の決議で決めることができる。

##### イ 特定の株主からの取得

株主総会の特別決議で、一定の事項を定めて、自己株式の取得を取締役会に授権する。

#### 過去問

株式会社の子会社以外の特定の株主から自己株式を有償で取得する場合には、取得する株式の数および特定の株主から自己株式を取得することなどについて、株主総会の特別決議を要する。(H23-38 ○)

##### ウ 子会社からの取得

取締役会設置会社では、取締役会の決議で、一定の事項を定めれば足りる(会社法163条)。子会社が親会社株式を保有する場合、相当の時期に処分しなければならない(会社法135条3項)。

##### エ 市場取引等による取得

株主総会の普通決議で、一定の事項を定めれば足りる(会社法165条1項)。取締役会設置会社では、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる(会社法165条2項)。

#### (2) 規制違反の効果

会社が、自己株式の取得手続に違反して自己株式の取得をした場合、その効果は無効と解される。判例は、自己持分の取得禁止規定違反による取得は無効は、これを譲渡人から主張することはできないとしている(最判平5.7.15)。

### 4 自己株式の法的地位

#### (1) 保有

会社は、取得した自己株式を、期間の制限なく保有することができる。期間の制限なく自己株式を会社の金庫に入れておくイメージから金庫株と呼ばれることがある。なお、自己株式は、貸借対照上は、純資産の部に控除項目として計上される(会社計算規則76条2項5号)。

#### (2) 共益権

会社は、自己株式について議決権を有しない(会社法308条2項)。会社に自己株式の議決権を認めてしまうと、その行使方法は会社の業務執行の決定のひとつとして、役員等の業務執行機関が決定することとなってしまう、経営者による会社支配に利用されるおそれがあるためである。また、同様の理由によって、議決権以外の共益権も認められていない。

#### (3) 自益権

会社は、自己株式について剰余金の配当は受けられない(会社法453条かつこ書)。また、募集株式(会社法202条2項かつこ書)・新株予約権の割り当て(会社法241条2項かつこ書)も受けられない。これは、共益権の制限と同様の趣旨である。

一方、株式の併合や分割の効力は、自己株式にも当然に及ぶとされている。

## 5 自己株式の消却と処分

### (1) 処分

会社は、保有する自己株式を処分(譲り渡すこと)することができる。自己株式の処分は、募集株式の発行と経済実質を同じくするため、新株発行と同じ規律に服する(会社法199条以下)。

### (2) 消却

会社は、取締役会の決議により、その保有する自己株式を消却(消滅させること)することができる(会社法178条)。会社が自己株式を消却すると、発行済み株式の総数が減少することになるが、発行可能株式総数は減少しないため、焼却した株式数だけ会社が新たに発行できる株式数が増加することになる。

## 6 特別支配株主の株式等売渡請求

平成26年改正により、対象会社の総株主の9割(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を有する者(特別支配株主)は、対象会社の他の株主(売渡株主)全員に対し、その保有株式全部の売渡しを請求できるとする、株式等売渡請求の手續が創設された(会社法179条1項)。

## 7 子会社との関係

子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない(会社法135条1項)。子会社による親会社株式の取得を許すと、親会社が子会社に指図して自己の株式を取得させることで、自己株式の取得規制を潜脱するおそれがあるからである。子会社が親会社株式を取得した場合には、相当の時期にこれを処分しなければならない(会社法135条3項)。

子会社が有する親会社株式には議決権がない(会社法308条1項)。これを認めてしまうと、親会社の業務執行機関が議決権を行使することとなり、経営者の会社支配に利用されてしまうおそれがあるからである。同様の理由により、議決権を前提とする共益権(会社法303条～305条等)も認められない。しかし、それ以外の共益権及び自益権については、認められている。









## 辰 巳 法 律 研 究 所

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横 浜 本 校 : 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690 (代表)

大 阪 本 校 : 〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400 (代表)

京 都 本 校 : 〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F

TEL075-254-8066 (代表)

名 古 屋 本 校 : 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941 (代表)

福 岡 本 校 : 〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F

TEL092-726-5040 (代表)